

北上市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

北上市議会議長

北上市議会規則第 1 号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成 3 年北上市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(参集)</p> <p>第 1 条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>出席簿に署名又は押印しなければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(<u>討議</u>の方法)</p>	<p>(参集)</p> <p>第 1 条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>その旨を議長に通告しなければならない。</u></p> <p>(<u>欠席等</u>の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため<u>欠席、遅刻、又は早退</u>をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。<u>ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなったあとに速やかに届け出るものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(<u>討論</u>の方法)</p>

第52条 [略]

(会議録の記載事項)

第84条 [略]

2 議事は、速記又は録音による方法で記録する。

(欠席の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2・3 [略]

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(審査順序)

第97条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決

第52条 [略]

(会議録の記載事項)

第84条 [略]

2 議事は、録音その他議長が認める方法で記録する。

(欠席等の届出)

第90条 委員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなったあとに速やかに届け出るものとする。

2・3 [略]

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、本会議の会議中は、開くことができない。

(審査順序)

第97条 委員会における事件の審査は、委員間討議による事前の論点整理のあと、提出者の説明及び委員の質疑、説明及び質疑を踏まえた委員間討議による論点整理、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができ

が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法により開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

ない。

2 [削除]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。